

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

非上場株式の評価に従業員基準

Q: 取引相場のない株式の評価方法が改正されたそうですが、詳しく教えてください。

A: 取引相場のない株式の評価については、大・中・小会社の区分方法の見直しが行われ、原則として8月1日以降の相続等から適用されます。具体的には、次のとおりです。

(大会社)

次のいずれかに該当する会社

- ・従業員100人以上の会社
- ・総資産価額が10億円以上で、従業員数が50人を超える会社
- ・取引金額が20億円以上の会社

(中会社)

次のいずれかに該当する会社

- ・総資産価額が5,000万円以上で、従業員数が10人を超える会社
- ・取引金額が8,000万円以上の会社

(小会社)

大会社・中会社に該当しない会社

また、類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式を適用する中会社のLの割合が、従業員数基準を付加し、従来の2段階から3段階に細分化されています。

会社の区分上の従業員の数え方は課税時期直前1年間の雇用者であり、週30時間以上1年間勤務した者が「1人」としてカウントされます。このなかには使用人兼務役員は含まれますが、専任役員は含まれません。

パートタイマーなどは、その総労働時間数の合計を年間の平均労働時間数である1,800時間で割り戻して計算します。

